

保健福祉専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	ランク	部会名称	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	17	010302010403	A	保健福祉	児童	母親クラブ事業補助金	6	望月町が単独で実施している。	平成16年度から長野県児童健全育成事業補助金が廃止されるため、合併時廃止する。	
2	17	030302010601	A	保健福祉	児童	出生祝金交付事業	7	浅科村・望月町が実施している。	児童館整備や子育てサロン事業の実施など各種子育て支援事業を充実し、少子化対策事業を総合的に推進することで対応するため、合併時廃止する。	
3	17	030302010603	A	保健福祉	児童	チャイルドシート購入費補助金	8	臼田町・浅科村・望月町が実施している(佐久市は平成14年3月で事業を廃止している。)	チャイルドシート購入補助の主たる目的は、交通安全対策としてのチャイルドシートの普及でありすでにチャイルドシートの普及という初期の目的が達成されているため、合併時廃止する。新市において、広報誌等を利用したチャイルドシート着用の普及啓発を実施する。	
4	17	030302040305	A	保健福祉	児童	民間保育施設整備資金利子補給金交付事業	9	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例により新市の区域で実施する。	事業概要 民間保育所が施設整備を実施する際に、独立行政法人社会福祉医療機構からその施設の整備資金を借入れた場合、約定利子に係る経費に対し、予算の範囲内で補給金を交付する。 対象施設 社会福祉法人が市内に自ら設置経営する児童福祉法に基づく私立保育所 対象経費 社会福祉法人が保育所施設の新築・修理・拡張・整備又は災害復旧のために要した経費のうち、事業団からの借入金に対する年間2%を超える約定利子補給率 年間の約定利子から借入金の利率を2%として計算した利子相当額を控除した1/2の額
5	24	010302010405	A	保健福祉	児童	児童館整備事業	10	佐久市は小学校通学区ごとに児童館が10館整備されているが、臼田町・浅科村・望月町は児童館が整備されていない。	合併後、児童館整備にあたっては、各児童館の利用状況・施設状況や、遠距離通学地域の実情等も考慮しながら、原則として小学校通学区ごとに児童館を整備する。	佐久市 小学校数 10 児童館数 10 臼田町 小学校数 4 児童館数 0 浅科村 小学校数 1 児童館数 0 望月町 小学校数 4 児童館数 0
6	25	040302010301	A	保健福祉	児童	子育て懇話会	11	望月町が単独で実施している(佐久市は児童館の運営のみを審議する委員会を設置し、臼田町は保育計画の作成・協議、子どもの健やかな育成について審議するための委員会と保育所の運営に関し必要な事項を審議する委員会を設置し、浅科村は設置していない。)	新市において児童館や保育所等子育て支援関係事業を包括する「仮称 子育て支援審議会」を設置し、子育て懇話会はその審議会に統合するため、合併時廃止する。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	ランク	部会名称	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
7	28-3	010302010304	A	保健福祉	児童	学童クラブ	12	佐久市は放課後児童健全育成事業(学童クラブ)について児童館で一元化して無料で実施しており、臼田町は児童館は未整備だが学童クラブを有料で4箇所設置し、浅科村は児童館が未整備だが学童クラブを無料(おやつ代は有料)で2箇所設置し、望月町は児童館が未整備だが学童クラブを有料で3箇所設置して差異がある。	1 合併時、臼田町・浅科村・望月町の学童クラブは、児童館が整備されるまでの暫定的事業として、児童館の運営内容に準じて実施する。 2 合併後、児童館が整備された地域では学童クラブを児童館に一元化するため、児童館の整備に合わせて段階的に廃止する。	事業概要 新市において、学童クラブは児童館が整備されるまでの行政サービスの地域的な格差を補う暫定的な事業と位置づける。そのため、児童館が整備されていない臼田町・浅科村・望月町において、放課後児童対策事業として学童クラブを設け、放課後児童等の適切な指導及び保護を行なう 運営内容 1.運営方法 新市直営 2.開館日 月曜日から土曜日 3.開館時間 平日 12:00から19:00 土曜日及び学校の長期休業日 8:00から18:00 4.閉館日 日曜日、年末年始 5.対象児童 小学生(登録制) 6.料金 無料 7.おやつ 無し
8	28-3	010302010305	A	保健福祉	児童	地域子育て支援センター(特別保育事業小規模型)	13	望月町が単独で実施している(佐久市は同様な事業を私立保育園に事業委託しているほか、各児童館で「子育てサロン」として実施している。)	1 合併時、地域子育て支援センターは児童館が整備されるまでの暫定的事業として、臼田町・浅科村において各1箇所設置して実施し、望月町においては現行のとおりに実施する。 2 合併後、地域子育て支援センターは児童館で行なう「子育てサロン」に事業を移行するため、児童館の整備後は廃止する。	1.対象 未就園児と保護者 2.内容 子育て相談、パネルシアター等手遊び、砂場遊び、保育園児との交流など 3.場所 臼田町:1箇所 浅科村:1箇所 望月町:1箇所 4.開催日時 月曜日から金曜日までの9:00から15:00まで 5.スタッフ 保育士、ボランティア、保健師等 6.その他 母親達が自分探しをできる場としても実施
9	17	010303010536	A	保健福祉	高齢者福祉	馬坂・広川原地域在宅介護支援に対する助成事業	14	臼田町が単独で実施している。	合併時、馬坂・広川原の区域において実施する。	概要 遠隔地である馬坂・広川原地域で生活する高齢者等へ介護保険法に基づく訪問介護及び訪問看護若しくは、介護予防面での軽度生活援助サービスを提供しようとする事業者に対し一定の助成金を交付し、馬坂・広川原地域で生活する高齢者等が住み慣れた地域において生活が継続できるよう支援する。 助成金交付対象者 新市内の指定居宅サービス事業者で、新市が適当と認められた者。 助成金 介護保険制度の介護報酬単価を基に、往復に要する時間を加味して新市において定める。
10	24	010303011401	A	保健福祉	高齢者福祉	老人福祉拠点施設(結の家等)管理委託	15	望月町が単独で実施している	合併時、介護保険施設・ひばりヶ丘公園について指定管理者制度により実施する。	施設概要 介護保険施設 特別養護老人ホーム 50名、短期入所施設 6名、デイサービス 10名 その他施設 喫茶ひなたぼっこ、ひばりヶ丘公園
11	24	010303011601	A	保健福祉	高齢者福祉	高齢者生活支援ハウス運営委託	16	望月町が単独で実施している	合併時、指定管理者制度により実施する。	高齢者生活支援ハウス 10名(補助事業 運営費基準額8,586千円*補助率3/4) 二人部屋:2 一人部屋:6
12	24	010303011701	A	保健福祉	高齢者福祉	総合支援センター運営	17	望月町が単独で実施している	合併時、介護保険施設は指定管理者制度により、その他施設については新市の直営により実施する。	施設概要 指定管理者制度:デイサービスセンター駒(光熱水費、共益費は実費負担) 行政財産目的外使用:社会福祉協議会事務局(光熱水費、共益費の実費負担と使用料徴収) 新市直営:機能訓練室、ボランティア室、料理講習室、会議室、介護指導室、相談室

提案番号	協議項目番号	コード番号	ランク	部会名称	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
13	24	010303012001	A	保健福祉	高齢者福祉	望月町老人福祉センター管理運営	18	望月町が単独で実施している	合併時、指定管理者制度に基づき委託する。	運営経費の削減を図るために、指定管理者制度に基づき社会福祉協議会等に委託する。 入浴料については、1人1回100円を徴収する。
14	24	010303012002	A	保健福祉	高齢者福祉	浅科村老人福祉センター管理運営	19	浅科村が単独で実施している。	合併時、指定管理者制度に基づき実施する。	生きがい活動支援通所事業を実施する。
15	28-3	010303010506	A	保健福祉	高齢者福祉	緊急通報システム事業関係事務	20	4市町村で実施しているが、システム内容や利用者負担金額等に差異がある。	合併時、利用者負担金額は月額500円とし、システムは安全センター(株)とセコム上信越(株)の内容とし、利用者の状況により委託先を新市で決定する。合併前に、既に設置しているシステムや機器は現行のままとする。	概要 独り暮らしの高齢者等が急病や災害等の緊急時に通報等により現況確認及び対処を行い、迅速かつ適切な対応を図る。 対象者 65歳以上の独り暮らし高齢者等。 利用者負担金額 月額500円...介護保険制度(介護報酬単価の1割をサービス利用者が負担)との適合性から、利用者負担金を徴する。 委託先 委託料を統一し、安全センター(株)・セコム上信越(株)に委託をする。利用者の状況等を考慮し委託先を決定する。 その他 すでに設置されている機器はそのまま利用していく。 国県補助金 3/4
16	28-3	010303010534	A	保健福祉	高齢者福祉	高齢者除雪支援事業	21	浅科村が単独で実施している。	合併時、浅科村の例を基本とし利用者負担金を徴収して新市の区域で実施する。	概要 心身の障害及び疾病等により除雪が困難なひとり暮らし高齢者等及び障害者について、多量の降雪時に自宅玄関から公道までの敷地内の除雪を行い通行路を確保することによって、居宅内から外出できず、日常生活に支障を及ぼさないようにする。あわせて利用者の不安感・孤独感の解消に資する。事業委託先はシルバー人材センターとする。除雪にあたっては降雪量の基準を定め作業を実施することとし、作業実施者の住所地区内対象者宅の除雪を行うこととする。 対象者 概ね65歳以上の単身または高齢者のみの世帯及び障害者のみの世帯等で、身体的に居宅敷地内の除雪が困難な世帯 内容 積雪量の基準を道路の除雪基準を準用し定め、自宅から公道取り付けまでも敷地内の間について幅1mの除雪を行い通行路を確保する。 利用者負担金 100円/回 徴収はセンターからの作業報告書に基づき新市で徴収する。 委託先 佐久シルバー人材センター 委託料 作業員一人当たり 500円/30分 その他 国県補助対象事業 補助率 3/4
17	28-3	010303010535	A	保健福祉	高齢者福祉	高齢者粗大ゴミ収集支援事業	22	望月町が単独で実施している。	粗大ゴミ収集支援事業については、在宅介護支援センターが実施する在宅高齢者相談事業で行うこととし、合併時廃止する。在宅高齢者相談事業で行う際の粗大ゴミ収集処理に係る手数料等の経費は利用者負担とする。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	ランク	部会名称	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
18	28-3	010303010907	A	保健福祉	高齢者福祉	精神衛生相談(痴呆)	23	望月町が単独で実施している。	合併時、痴呆性高齢者を対象として、本人又は介護者の相談事業を医学的見知から新市の区域で実施する。	概要 痴呆性高齢者の精神保健相談を医学的見知により実施し痴呆の早期発見早期対応並びに困難事例の相談等を行う 調整案 痴呆相談事業を開催する。開催回数については合併時調整する。
19	28-3	010303010908	A	保健福祉	高齢者福祉	介護予防ふれあいサロン事業	24	臼田町が単独で実施している。	合併時、臼田町の例を基本として新市の区域で実施する。	概要 おおむね75歳以上で、生活機能や歩行能力等の低下が見られる高齢者に対し、検証・評価を行い個人にあった介護予防指導を実施する。 事業内容 ・実施回数 対象者の利用限度は月2回とする ・実施場所 老人福祉センター及び地区会館、その他事業実施にあたり効果の上がる適当な場所 ・実施方法 理学療法士等の専門職派遣は直営とし、評価に基づく指導及び送迎等について委託実施する ・委託内容 委託先は事業実施に当たり適切と認められる事業者を新市において定め、委託金額は介護予防・地域支え合い事業の参考単価等を基に、実情に応じた金額とする。 利用者負担額 委託金額の1割とし、食費は実費負担とする。
20	17	030304010119	A	保健福祉	保健	友の会(難病)補助金	25	臼田町が単独で実施している。	新市として身体障害者福祉協会へ補助を交付するため、合併時廃止する。	
21	20	030304010501	A	保健福祉	保健	川西保健衛生施設組合分担金(病院施設整備費)	26	浅科村・望月町が負担している	合併時、新市において加入し、現行の分担金について負担する。	川西赤十字病院の病院施設整備費に対する分担金。 合併時、現行のものについて負担し、合併後に発生する新たな分担金については負担割合も含め、その都度新市と川西保健衛生施設組合において協議する。
22	20	050304010101	A	保健福祉	保健	川西保健衛生施設組合(病院関係)	27	浅科村・望月町が加入している	合併時、新市において加入する。	
23	25	010304010205	A	保健福祉	保健	母子保健推進委員会	28	佐久市が単独で実施している	母子保健推進員は保健補導員班長が兼務しており、保健補導員会の活動に統合するため、合併時廃止する。	
24	25	010304010608	A	保健福祉	保健	川西赤十字病院運営審議会	29	浅科村・望月町が加入している	合併時、新市において加入する。	概要 医療施設及び医療圏内に市町村との円滑な連携体制のもと地域住民の医療を確保するために、審議会を設置する。調査及び審議する内容は、病院施設の整備計画、病院事業の推進計画、その他病院運営上に必要な事項であり、事務局は川西赤十字病院内に置かれ、経費も川西赤十字病院が負担する。 構成団体 診療圏内の自治体の長及び議会議員、川西保健衛生施設組合長及び議会議員、日赤長野県支部事務局長、川西赤十字病院職員 病院の運営について審議する組織であるため、合併後も加入する。
25	28-3	010304010610	A	保健福祉	保健	精神衛生相談事業	30	4市町村で実施しているが、実施内容に差異がある。	合併時、随時の相談と必要に応じた医師による相談を、新市の区域で実施する。	精神疾患や不眠、イライラ等の精神衛生相談を随時実施する。また、必要に応じて医師の相談を実施する。